

マネジメントリポート

2005年8月

今回のテーマ： 改正会社法 株式会社の機関設置

改正会社法の成立により、2006年5月(予定)から大会社・中小会社の区別なく株主総会以外の機関設置を自由に決めることが可能となります。

1 株主総会以外の機関設置(委員会非設置会社の場合)

大会社 (資本金5億円以上 or 負債200億円以上)			中小会社 (左記以外)					
株式譲渡制限あり		なし	株式譲渡制限あり			なし		
取締役会の設置			取締役会の設置					
有	無	必須	有	無	無	有	有	無
会計監査人の設置			会計監査人の設置(任意)					
必須			有	無	無	有	有	無
<必須機関> 監査役	<必須機関> 監査役	<必須機関> 監査役会	<必須機関> 監査役	<必須機関> 監査役又は 会計参与の いずれか設置	<選択機関> 監査役	<必須機関> 監査役	<必須機関> 監査役	<必須機関> 監査役
<選択機関> 監査役会	*		<選択機関> 監査役会	<選択機関> 監査役会	*	*	<選択機関> 監査役会	<選択機関> 監査役会

* 監査役会を設置する場合は、取締役会は必須機関となります。

(注) 1. 株主総会、取締役は、全ての株式会社に必須です。

2. 会計参与は、全ての株式会社において設置は任意です。

会計参与とは、税理士(税理士法人)、公認会計士(監査法人)が、取締役と共同して計算書類などを作成する機関です。

3. 委員会設置会社の場合、必須機関は取締役会、会計監査人で、監査役の設置はできません。

委員会は、指名・監査・報酬委員会です。

委員会の役割は、業務執行者(取締役・執行役)に対する監視・監督です。

2 その他の改正

1) 株式譲渡制限会社では、定款に定めれば、つぎのことが可能となります。

(1) 取締役の資格 株主に限定

(2) 取締役・監査役の任期 10年(現行 取締役2年・監査役4年)

2) 取締役会非設置会社では、取締役を1人とすることもできます。

3) 取締役(監査役、累積投票取締役は除く。)を解任する場合の株主総会の決議要件は、普通決議(現行 特別決議)となります。

お見逃しなく!

株主総会の招集手続の主な改正はつぎのとおりです。

招 集 通 知	原則： 会日の2週間前 株式譲渡制限会社で、かつ、取締役会非設置会社： 会日の1週間前(定款で短縮可)	
招 集 場 所	招集地の制限 撤廃(定款で定めることも可)	
招集通知の方法 添付書類	取締役会設置	取締役会非設置
	書面・電磁的方法 計算書類・監査報告書	制限なし(口頭など) 左記不要